

三本柳整形外科クリニック 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 行動計画期間

令和7年9月1日 ~ 令和12年8月31日までの5年間

2. 計画内容

目標1 育児休業取得率の向上と取得しやすい環境づくり

数値目標：

- 男性職員の育児休業取得率：令和12年度までに100%維持
- 女性職員の育児休業取得率：令和12年度までに100%維持
- 育児休業の分割取得制度の活用促進

目標達成のための対策：

- 令和7年10月以降：男性職員の育児休業取得促進のための研修実施（産後パパ育児制度の周知含む）
- 令和8年1月以降：育児休業の分割取得や夫婦での交代取得など、柔軟な取得パターンの事例紹介
- 令和8年4月以降：育児休業中の職員との定期的な連絡体制の構築
- 継続的实施：業務の引継ぎマニュアルの整備と代替要員の確保体制の強化

目標2 育児と仕事の両立支援制度の拡充と利用促進

数値目標：

- 短時間勤務制度利用者数：令和12年度までに対象者の80%以上が利用
- 子の看護等休暇取得率：令和12年度までに対象者の90%以上が年1回以上取得

目標達成のための対策：

- 令和7年9月以降：短時間勤務制度の多様な勤務パターンの導入検討（1日6時間、週4日勤務等）
- 令和7年11月以降：子の看護等休暇の時間単位取得制度の周知徹底
- 継続的实施：職員のニーズに応じた柔軟な勤務形態の個別相談対応
- 令和7年12月以降：子の学校行事等への参加を目的とした特別休暇制度の検討
- 令和8年5月以降：業務の効率化と職員間の連携強化による休暇取得しやすい環境づくり

目標3 職場の意識改革と制度の理解促進

数値目標：

- 育児・介護に関する制度理解度：令和12年度までに全職員が基本制度を理解
- 職場満足度調査での働きやすさ評価：令和12年度までに80%以上が「働きやすい」と回答

目標達成のための対策：

- 令和7年7月以降：育児・介護休業法等の制度説明会を年2回開催
- 令和7年9月以降：職場のミーティングでの制度周知と事例共有
- 令和8年4月以降：職員満足度調査の実施と改善点の検討
- 継続的实施：相談しやすい職場環境づくりのための定期的な面談実施

3. 取組の推進体制

- 各部署からの代表者による定期的な検討会議の開催
- 職員からの意見・要望を収集する仕組みの構築

4. 公表・周知

- 本計画を院内掲示板及びホームページで公表
- 新規採用者への説明実施
- 年1回以上の全職員への周知徹底

策定日：令和7年7月1日

事業主：三本柳整形外科クリニック

代表者：関 一二三